		第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等	（略）	（略）
		第八十七条第二項の規定が適用される認定畜舎等	第八十七条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十七条第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

様式第二号（第六十四条関係）

畜舎建築利用計画

１．～３．（略）

４．畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項（畜舎等の床面積の合計が3,000㎡超の場合に記載すること。）

（１）（略）

（２）畜舎等別の構造及び設備の概要

①～⑥（略）

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）

□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）

□建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の４第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

□準耐火構造

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第２号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□その他

⑧・⑨（略）

⑩第26条第１項の規定の適用

□第26条第１項第１号に掲げる畜舎等

□第26条第１項第２号に掲げる畜舎等

□第26条第１項第３号に掲げる畜舎等

□防火地域　□準防火地域

□第26条第１項第４号に掲げる畜舎等

⑪（略）

（３）（略）

５．～９．（略）

		第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等	（略）	（略）
		（新設）	（新設）	（新設）

様式第二号（第六十四条関係）

畜舎建築利用計画

１．～３．（略）

４．畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項（畜舎等の床面積の合計が３,000㎡超の場合に記載すること。）

（１）（略）

（２）畜舎等別の構造及び設備の概要

①～⑥（略）

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

□耐火構造

（新設）

□建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

□準耐火構造

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第２号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□その他

⑧・⑨（略）

⑩第26条の規定の適用

□第26条第１号に掲げる畜舎等

□第26条第２号に掲げる畜舎等

□第26条第３号に掲げる畜舎等

□防火地域　□準防火地域

□第26条第４号に掲げる畜舎等

⑪（略）

（３）（略）

５．～９．（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。